

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（八）

吉 田 勇

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（八）

- II
I
はじめに
- III
基礎概念論における「秩序」の位置
- 一 『シニタムラー批判』における「法的規則」
- 二 『理解社会学のカテゴリー』における「秩序」の位置（以上第四十二号）
- 三 『社会学の基礎概念』における「秩序」の位置
- (1) 「社会的行為」論
- (2) 「社会関係」論
- (3) 「正当な秩序」論（以上第四十六号）
- (4) 「支配団体」論（以上第四十八号）
- (5) 「秩序の合理性」論（以上第五十号）

III 実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置

一 「法」の「固有法則性」

- (1) 「法」領域と他の隣接領域との区別
- (2) 「一般法」と「特別法」との関連
- (3) 「法」領域の事項的分化（以上第五十四号）

二 「法」の「合理化」

- (1) 「契約」論（以上第五十六号）
- (2) 法創造・法発見の類型論（以上第五十九号）
- (3) 「団体」の法的構造論（以上本号）
- (4) 「法発展」の理論

IV 結論にかえて

二 「法」の「合理化」

(3) 「団体」の法的構造論

ヴェーバーの「主観的権利」設定論の課題のひとつはすでに論じた「契約」論であるが、もうひとつの課題は「団体」の法的主体（法人格）論および「団体」の法的構造論である。「団体」の「法人格」の技術的な構成の多様なありかたが比較法社会学的に議論されているのも注目されるが、ヴェーバーの中心的な意図は「団体」が「権利」の担い手として登場するなどのような社会学的条件のもとにおいてかを解明することにあるように思われる。そこでまずははじめに「団体」の「法人格」観念が形成されるための社会学的条件がどのように解明されているかを検討し、続いて、西欧中世の大陸とりわけドイツにおける「団体」の法的構造とイギリスにおけるそれとがどのように比較検

討されているかを取りあげる。

1 「団体」の「法人格」観念の形成

「団体」それ自体を「権利」の固有の担い手として取り扱うことが法技術的に不可欠となる社会学的条件はなにか。⁽¹⁾これに対するヴニーバーの一般的解答はこうだ。すなわち「一方では、法仲間によつてのみ、しかもなんらかの意味で共通の利益のためにのみ、利用・処分されるような、独占的に専有された財産対象が存在しており、しかも、他方で、かかる財産についての法律行為による処分をおこなうことが経済的にも必要になり、したがつて自律的な人的諸団体が、一つの政治的アンシユタルトの内部において、秩序ある法発見によつて適用される一つの共通の法に服するようになる、という場合である」⁽²⁾と。言い換えれば、「団体」が専有する「財産」が「団体」の「法仲間」によつて「団体」に帰属される形で処分される経済的必要性があるために、「団体」が「国家アンシユタルト」の「一般法」に服する「権利」主体として登場する場合である。この説明はふたつの条件からなる。ひとつは「団体」が市場共同体において経済的な交換の主体として登場すること、いまひとつはこのような「団体」が法的に独立の「権利」主体として「国家アンシュタルト」によつて法的に承認されていることである。そしてこのような「権利」主体の法技術的構成が「法人格」の観念にほかならない。

だがこのような一般的説明からうかがえるのは、市場共同体と「団体」ととの関連および「国家アンシュタルト」と「団体」との関連だけである。「団体」とその「法仲間」（成員）との関係を含めて、「団体」の「法人格」の観念を支える社会学的条件がもっと具体的に提示されているのはつきの記述においてである。「[一]さまざまな団体相互間および団体内部における分化と専有の過程が進行し、その結果、一方では、個々人が種々の団体に同時に所属するようになり、他方では、法仲間たち自身の内部関係においても、団体機関および個々の仲間の処分権の範囲が明確なます

ます合理化の度を高めていく諸規則に服させられるようになつてくると、またさらに、「(二)」一方では、個々の仲間の、他方では、団体仲間全員の外部に対する目的契約が増加し、「これは交換経済の拡大の結果である」、その結果、各成員や団体機関の行為の効果を明確に定めておくことが要求されるようになつてくると、「(三)」団体の問題や、契約取引および訴訟における団体機関の資格の問題がなんらかの形で表面化せざるを得なくなる。この問題の一つの技術的な解決が、法人概念の構想であったのである⁽³⁾。「こからみれば、『団体』の問題や訴訟や契約取引における『団体機関の資格』の問題に対する少なくとも一つの技術的な解決が『法人』概念であるというのが、ヴァーバーの見解である。『交換経済』の拡大に伴い、『団体』相互間と『団体』内部における『分化と専有』の過程が進行すると、個々の仲間の「目的契約」だけでなく「団体仲間」全員の外部に対する「目的契約」が増加する。この最も基礎的な条件のもとにおいて、一定の対外的行為の効果を「団体仲間」全体に「責任」帰属させることができれば、「団体仲間」や「団体機関」の処分権の範囲や行為の効果を明確にする必要性が高まるはずである。そうなると、「団体」に「責任」を帰属させる行為(「団体」行為)の権限を有する「機関」が「団体」の成員から法技術的に区別される形で構成されねばならなくなる。ヴァーバーによれば、「団体」の「法人格」の概念はこのような必要性を充たすために「発明」されたひとつのか法技術的構成なのである。

この具体的な記述をみると、ぎりでは、先にみた一般的な解答と違つて、「国家アンシニタルト」の「一般法」に服するものが「団体」の「法人格」観念の成立する前提条件であるとは述べられていない。おそらく「団体」が「国家アンシニタルト」の「一般法」に服するのは典型的な場合ではなかろうか。より一層基底的なのは「団体」が交換経済のなかに取引主体として登場するという事実である。「団体」の「法人格」観念が必要とされるのは成員から法的に分離された「団体」そのものに「法的責任」を帰属させるためであるとすれば、この目的は「団体」が「アンシニタル

ト」化していない「政治団体」の承認のもとにある場合にも実現されうる。しかも「政治団体」によって内部の「団体」が承認されるという事態も、市場共同体における「団体」の取引主体性という基底的条件に関連づけられているようと思われる。したがって、「団体」の「法人格」観念が形成される類型的なケースには、市場共同体において「団体」が有する事実的な「権利」（特権）が「政治団体」（ないしその長）によって承認されるケースから、「国家アンシニタルト」の「一般法」による「授權」のもとで「団体」の「権利」主体性（「法人格」）が創設されるケースまでが含まれている、ということができる。

「団体」の「法人格」観念が形成されたのも、さらにこの観念が発展をみたのも、一般的および具体的な社会学的条件によるものであるから、「団体」は古くから「法人格」の観念を必ず伴っていたわけではないのはもとより、近代においてもつねに「法人格」を必要とするわけではない。「法人格」の観念が法技術的に無用な場合もあれば、不適当な場合もある。「団体」が、それについて団体の名において契約を締結することが必要になるような財産をもつてないような場合には、常に、法人格の観念は法技術的には無用のものになる。また、その客観的な本性上、参加者の数が狭く限定されており、また時間的にも存続期間が限局されているような組合、例えば若干の商事組合については、法人格は不適当である。このような場合には、個々の成員の法領域と全体の法領域とを完全に分離するといふことは、信用をそこなうことになるであろう。⁽⁴⁾ここには、資本主義的な信用関心にとってなにが適合的かという観点から「団体」の「法人格」観念が論じられているのがうがえる。その反面から言えば、「法人格」のない「団体」でも、市場における経済的交換の「権利」主体として登場する場合がありうるはずである。

「団体」の「法人格」の観念が形成される社会学的条件がそもそもない場合には「団体」に「責任」を帰属させるのはどのような方法によるのだろうか。「ジッペ団体」相互間の交換にみられるように、始源的にも「団体」の外部

との経済的交換や非経済的交換は行われていたのであるから、「団体」の対外的行為の「責任」という問題は当然に存在していたはずである。この問題への解答として強調されているのが「連帯責任」という観念である。「ひとつの団体の構成員は、他の団体の構成員各自の行為について、一したがって、団体の機関行為についても、他の団体の構成員に連帯責任を負わせる、ということになる」。⁽⁵⁾ かれの考えによれば、「団体」の外部に対する行為の「責任」が「団体」に帰属されるという意味における「連帯責任」の始源的観念はつぎのようなものであった。すなわち「村仲間・ギルド仲間・マルク仲間の決議、あるいはその他どのような集団の決議であっても、その決議に参加しなかつた者は、この決議によって拘束されることはない」という観念、また団体の外部に対する行為は、それが特別の法的効果をもたらすためには、決議によって達成される意思の統一にもとづいておこなわれねばならない」という観念である。⁽⁶⁾

「法仲間」＝「団体」の「決議」に参加した成員だけがその「決議」に拘束され、しかも「団体」の「決議」に従つてなされた行為にのみ「法仲間」＝「団体」が「責任」を負うべきだとみなされる。始源的な場合には「決議」は「決議に参加しそれに賛成したひとみを拘束する」という観念は「決議が拘束力をもつには全会一致が必要である」という観念でもある。⁽⁷⁾ しかもヴォーバーによれば、「決議」はもともと「契約」ではなく「啓示」であったから、「決議」によってただ一つの「正しい法」が発見されねばならなかつたのである。しかしやがて「正しい法」の発見のための呪術的およびカリスマ的な手段が消滅するに至ると、「多数者が正しい法を証明しているのであり、少数者は多数者によって証明された法に賛同する義務を負う、という観念」が成立するに至る。しかも「少数者が多数者に賛同するまでは、多数者の決議はともかくまだ法ではなかつた」から、そのような賛同が得られないうちには、何びともこの「決議」に拘束されなかつたのである。当初は「決議」は単なる多数決ではなかつたのである。各種の「仲間団体」の場合には、「団体」が「仲間」から法的に分離されていないことがわかる。「仲間団体」の全員が「連帯責任」を負うこ

となるのも、そのためである。

もとより、始源的な「連帯責任」の観念は「法人格」の観念によつて完全にとつて代わられるわけではない。「決議」を執行する特定の人々（「機関」）の行為の「責任」を「団体」自体に帰属させるために「法人格」の概念に法技術的な解決を求めるかどうかは、あつばら社会学的条件によるからである。

「団体」の「法人格」の観念が形成された場合には、「団体」はどのように法技術的に構成されているだろうか。 「団体」の「権利」主体性の技術的な構成には「自然人」と比べて多様な選択肢がありうるから、「団体」の法技術的構成の仕方は一様ではない点が注目される。

第一に「法人格をもつた団体」は「コルボラティオーン」としても構成されうる。この場合には、「確定した範囲の人びとだけが正規の資格をもつた構成員としてとり扱われ、管理は法的には彼らによる委任にもとづいておこなわれている」。⁽⁹⁾ 第二に「法人格をもつた団体」は法学的な意味における「アンシュタルト」としても構成されうる。この場合には「法的には団体の機関だけが存在するだけであつて、これらの機関が団体の名において行為する」。⁽¹⁰⁾ しかも「成員」は主として成員資格を義務づけられた者として扱われるのであつて、単なる「成員」は「団体」の「行政」（＝「管理」）に対してなんら影響力をもたない。このように、法学的な意味における「アンシュタルト」には「団体」の「機関」だけが存在し、その「機関」行為の効果が「団体」に帰属される。

「コルボラティオーン」と「アンシュタルト」という二つの法技術的概念はただ単に「法人格をもつた団体」として例示されただけではなさうである。むしろ兩概念は対極的な類型として構成されているようと思われる。「団体」の「行政」が「団体」成員の「委任」に基づいている場合と「団体」が成員から法的に分離された「機関」だけによって構成されている場合とが対比されているからである。それだけではない。社会学的な意味における「アンシュタ

説 ネム」 Anstalt や「結社」 Verein (単なるやうな「社団」) よう「団体」の「類型」⁽¹⁾は、筆者たる「アンシニタルト」と「フルボラツィオーン」という法技術的概念をもとに構成されたのではないかという推測が可能ではなかろうか。もとも『経済と社会』第七章「法社会学」にも用語法上「アンシニタルト」と「結社」(世良訳では「社団」)の対比がみられるから、必ずしも断定されえないものであるが。⁽²⁾

この推測が妥当かどうかを考える手がかりは、かれが示した法学的な意味における「アンシニタルト」と社会政策的意味における「アンシニタルト」との区別にある。「社会政策的」の意味はないありしないが、文脈から言えば「社会学的」とい換えることができそうである。⁽³⁾すでに基礎概念論においてみたやうに、「社会学的」意味における「アンシニタルト」の本質的な指標は、「団体」の「秩序」が成員に対して合理的に「授与」される点と「団体」への成員の所属が成員の意思によらずに客観的に定められる点にあった。それに対して、法学的な意味における「アンシニタルト」では、新しい「成員」の加入は既存の「成員」の意思とは無関係に「機関」の判断または「規則」によって行われる。「機関」の構成や正当な権限は「秩序」によって規定されているし、その「規則」は「機関」によって制定されたものである。「アンシニタルト」概念の社会学的な組み換えに際して、その対極となす「目的結社」 Zweckverein の概念が重要な意味をもつたことから容易に想像される。社会学的な意味における「目的結社」はその「秩序」が「成員」全員によつて「協定」された「団体」のものである。「機関」の権限もその範囲もこの「協定秩序」によって定められている。この「目的結社」の手がかりになつたと思われる法学的な「フルボラツィオーン」は、正規の「成員権」者のみから構成された「団体」であり、その「管理」も「成員権」者の「委任」による。この場合にも、「秩序」が「成員権」の範囲や「委任」の範囲などについて規定しているはずである。

「フルボラツィオーン」と「アンシニタルト」のほかに、「法人格」の概念が拡張されて「財團」が構成されるこ

とある。「一つの団体にまで組織化されていないような多数者」にその利用が認められるような経済的財貨に対する処分を可能にするためにも、「法人格」概念が利用されることがある。これが「財団」である。この場合には、法取引においてこののような多数者の利益を独立して代表する資格を与えられた「権利」の扱い手が法によって承認されることになる。⁽¹³⁾

「団体」の「法人格」観念は多様な形をとることがわかつたが、この観念が最も合理的に構成される場合には「団体」、「機関」および成員の関係はどのように構成されるのだろうか。ヴューバーによれば、「団体の法人格」という考え方を最も合理的に実現すると、団体の法領域を独立のものとして構成して、成員の法領域をこれから完全に分離するという形になる。すなわち、規則によって定められた特定の人だけが、団体に義務を負わせたり権利を取得させたりする法的な資格をもつものとみなされる。⁽¹⁴⁾ここで「特定の人」というのは「団体」の組織された「行政スタッフ」すなわち「機関」を指している。この「機関」だけが「団体の名において行為する」とによって、当該「団体」それが自体に権利または義務を帰属させうる法的資格をもつことになる。「機関」を構成する人々の私的財産と「団体」の財産とは法的には完全に分離される。個々の成員は「団体」に権利を取得させることも義務を負わせることもできないばかりでなく、「団体」に固有の法的関係も成員の人身や財産に全く影響をおよぼさないことになる。」のようにして「団体」に固有の法領域が明確にされることはよりもなおさず「成員」の私的な法領域が明確になることを意味している。

ここで注目されるのは、「財団」、「ヨルボラツィオーン」、「アンシニタルト」という法技術的構成⁽¹⁵⁾の起源が明らかにされていることである。このような起源とその社会学的な機能や支配構造上の意味とは区別されるのはもとよりであるが、ここではただこれらの「団体」の法技術的構成の起源とその後の発展をよく簡単に押さえておきたいと思う。

まよ、「財団」は「宗教的」起源をもつとされる。ローマ法には「財団」概念は構想として知られていないから、**「財団」を目的とするには、それを「コルボラツィオーン財産」として構成するという手段だけが残されていた**といふ。「財団」概念の構想は、実質的にみても純技術的にみても、ほとんどどこにおいても宗教的な事情によって生み出されたものであった。多数の寄付財産が昔から死者の供養や宗教的な功德となるような慈善行為のために、擡げられていた「からである。したがって、「これらの寄付財産の」法律的構成に关心をもつていたのは、主としては、寄付の趣旨に沿う行為の実行を託されていた祭司層であった。それゆえに寄進法「財団法」が成立したのは、祭司層が俗権から十分な独立性を取得し、神聖法を発展させたようなどころにおいてのみであった。^[16]なお「中世の世俗的な財団概念は、カノン法が教会的な目的のために財団概念を準備してからのちに、発展し始めたものである」。^[17]こうして中世教会法における宗教的「財団」概念から世俗的「財団」が発展したというのがヴェーバーの分析である。

「コルボラツィオーン」はローマ法に由来する。「発展したローマ法にみられる合理的なコルボラツィオーン概念は、帝政時代の產物であり、しかも政治的な地方団体法に由来するものであった。^[18]それまで主権的であった地方団体（諸都市）は、帝政初期の諸皇帝の勅法に規律され、その自立性を喪失した結果、政治的「アンシニタルト」としての資格を失つたが、国家のなかで「コルボラツィオーン」としての独立性をそのまま存続させていたという。また、合理的な「コルボラツィオーン」は「ローマ法と中世法との共同の產物」ともいわれるが、両者を媒介したのが「カノン法」である。「カノン法は、とりわけ司教叙任権争いにおける私有教会法への宣戦布告以後は、一つのまとまと教会的なコルボラツィオーン法を発展させている。この教会コルボラツィオーン法は、教会が社会学的にみて必然的にヘルシャフト的かつアンシニタルト的な構造をもつてることの結果、社団や身分制的諸団体のコルボラツィオーン法とは不可避的にちがつたものにならざるをえなかつた。しかし、この教会コルボラツィオーン法は、それ自

体、中世における世俗的コルボラツィオーン概念の形成に対しても強い影響を与えて「⁽²⁰⁾いる」。

ヴェーバーによれば、「アンシニタルト」という法概念はローマ末期の「教会法」に由来する。「アンシニタルト概念の構想は、純法律的みれば、近代の理論によってはじめて発展させられた。しかし、実質的には、この概念もまた教会起源の概念であり、ローマ末期の教会法に由来している。一方で宗教的権威の担い手をカリスト的に観念する考え方と、他方で教団の純粹に自発的な組織と、この二つのものが最終的に後退し、司教の官職官僚制が強化され、また、司教が今や教会財産権の管理についての法技術的な正当化をも獲得しようと努力するようになると、そこにはアンシニタルト概念がなんらかの仕方で成立してこざるをえなかつたのである。⁽²¹⁾要するに、「教会」が最初の「アンシニタルト」であつたが、近代法理論では「国家」が「アンシニタルト」として発展させられることになった。しかも「国家アンシニタルト」は、「コルボラツィオーン」として構成されえない「団体」を生み出すことになる。「近代的なアンシニタルト的国家行政に伴う本質的行政技術的な諸要求は、きわめて多数の公の諸経営—学校、教員施設、国立銀行、保健施設、貯蓄銀行等—を法技術的に「国家とは独立の法人として」生みだすことになった。これらの諸経営には、成員も成員権も存在せず、他律的で他首的な機関があるだけだから、それらを『コルボラツィオーン』として構成することは不可能であり、したがつて『アンシニタルト』という独立の法概念が構想されることになったのである。⁽²²⁾近代においては「国家アンシニタルト」から独立した「アンシニタルト」概念が法技術的に生みだされたことになつたのである。

最後に言及しておきたいのは、ヴェーバーが「國家」以外の「団体」一般の「法人格」だけでなく、「国家アンシニタルト」の民事法的な「法人格」をも取り上げていることである。かれによれば「国家アンシニタルト」が民事法的な「法人格」として取り扱われることはつきのことを意味する。すなわち「国家的支配の諸機関の法領域が、個人

としてのこれらの諸機関に帰属する請求権や義務から成る個人的な法領域と、財産法的諸関係が一つの特別複合体－アンシニタルト財産－に帰属する官職的な法領域とに分けられるということ、しかもさらに、國家機関が官職として活動する領域も、これまた支配的な関係の領域と私法的な関係の領域とに分けられるということ、そして最後にあげたもっぱら財産法的な領域において、私的取引の法の一般的な諸原則が適用されるということ、を意味している。この場合、国家にこのように法人格を認めるということは、通常の場合、国家が通常の訴訟において、私人と対等の訴訟の相手として、能動的および受動的に提訴し提訴される資格をもつ、という帰結を伴う⁽²³⁾と。これは「団体」の「法人格」の観念が最も合理的に実現された場合のひとつであると解される。というよりも「団体」の「法人格」観念が最も合理的に実現された「理念型」が「国家アンシニタルト」であったと言つたほうが正確であろう。ただヴィーバーによれば、訴訟当事者資格の問題は「法的に言うと、それ自身としては法人格の問題とは関係ない問題」である。⁽²⁴⁾ というのは、「法人格」を有しない多くの「合手的組織」にも訴訟当事者能力が与えられているのが常だからである。⁽²⁵⁾ そうは言つても、かれによれば、「法人格」の問題は訴訟当事者資格の問題と密接に関連して現われてくる。⁽²⁶⁾ ここにも、「法人格」の観念を支える社会学的条件を過度に一般化することに対しても慎重な態度がみられる。なお、かれが「法社会学」ではもっぱら「国家アンシニタルト」の「法人格」の民事法的局面のみを論じている点にもわれわれの言う〈問題的限定〉が見られるのはもちろんである。

以上、われわれは「団体」の「法人格」の観念についてのヴィーバーの見解ができるだけ忠実に辿ってきた。「団体」が「法人格」観念を必要とする社会学的条件が探求されていただけではない。この観念の社会学的必要性との関連において「団体」の法技術的構成の選択性や多様性も、それらが資本主義的信用関心に対して有する適合性も論じられていた。さらには、「財団」、「コルボラツィオーン」、「アンシニタルト」という三つの概念の起源ないし由来が

法技術的次元で明らかにされてもいた。総じて言えば、「団体」の構造は市場共同体における「権利」主体性と政治団体によるその承認という社会学的条件に規定されながらも、あくまで内部関係についてはもっぱら法技術的に論じられていたことがあらためて想起される。およそ「団体」の「倫理的」性格などには言及されていなかつたのは明らかである。そして「団体」の「法人格」の観念は「団体」の「権利」主体性を確保するための法技術であり、「団体」自体への「責任」帰属を可能にするための法技術以上でも以下でもないというのが、ヴェーバーの明瞭な方法的态度であった。「団体」をどのような意味においても「実体化」することを拒否しようという（方法意識）は「団体」の「法人格」論のなかにも明瞭に貫かれているのである。

注

(1) ヴェーバー「法社会学」に関する従来の研究のなかでは、ヴェーバーの「団体」論なかんずく「団体」の法的構造論はそれほど本格的に検討されていないように思われる。これまで「団体」概念が論じられたのは主として基礎概念論においてであるか、「政治団体」論ないし「共同態」論としてであった。またヴェーバーの「法人格」観念の社会学的な意味についてあまり検討されてきていない。

社会学的な意味において「法人格」概念を扱うには、川島武宣氏の「法人格」論とともに「企業の法人格」（川島武宣著作集 第六巻「法律学2」所収）という論文が参考になる。氏の「法人格」論の意図は、「法人」なるものの社会学的実体とその法技術的構成とを明確に区別することにより、ギールケにもみられた「素朴な社会主義」を排するとともに、法技術の相対的独立性を確立することにあった〔解題〕（『同書』三四五頁参照）。氏もヴェーバーの「法人格」の社会学的考察をふまえているのがうかがえる〔解題〕（『同書』五〇頁）。それに対比していえば、ヴェーバーによる「団体」の「法人格」論の重點は「法人格」という法技術の考察にではなく、「法人格」観念を必要とする社会学的実体に置かれている。なお、エールリッヒ著（川島武宣・三藤正訳）『権利能力論』（岩波書店）も参考になる。川島氏がこの訳書の「解説」で述べているように、「人間個人の権利能力」に関するエールリッヒの法社会学的分析は「法人」の法的人格に関する法律学的研究にも示唆的である。というのは「権利能力論」は「権利能力」という法技術的概念の基礎なし前提になつてゐる事実

(レ)「組織的基礎」を探求しているからである。

「団体」と「法」の歴史的なかわりを研究する」のがどのような現代的な意義を有するかは、村上淳「団体と団体法の歴史」[『基本法學2 団体』(岩波書店、一九八三年)]三頁—[一九頁参照]。「団体」の「人格」を「倫理的人格」ふくらむべき伝統的発想から「団体」の「法人格」の脱倫理的な法技術的観念への変容を追った村上淳「『レイシ市民法史』第1章「結社と自律」も教えられる」とが多い。「団体」の法技術的な類型化としては、専らあたり森泉章「団体に関する批判」[『基本法學2 団体』]三一頁—六七頁)参照。

(レ) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, Fünfte Revidierte Auflage, 1976 (エドワード・W. u. G. ルドルフ), S. 423 (註脚論『結社論』) (レ) 世良訳、110—111頁)。

(3) A. a. O., S. 424 (世良訳、110—111頁)。

(4) Vgl. a. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)。

(5) A. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)。

(6) A. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)。なお、これは「仲間団体」(ふんかせんやつ)が問題とされたものであるが、これにも「平等な秩序」によるものと「上下的秩序」によるものとがある。いへばしては、やしあたり、タータイプは「責任」帰属による、「平等な秩序」に則り、場合には「全員が一人のために」責任を負うのに対し、「上下的秩序」に基く場合には「一人が全員のために」責任を負う、と対比してある(『圖書』八四頁)。しかし、ウーベー自身は「仲間団体」のよだな類型化を提示していない。

(7) Max Weber, a. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)。

(8) A. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)。このような「決議」論をやまえながら、ウーベーは「客観的法の創造」としての

「決定立」を意味する「決議」と「主觀的權利の創造としての契約」との区別が、流動的であったとはこそ、初期の時代の觀念のなかにかかるかくも知られてこだつことを指摘している〔Vgl. a. a. O., S. 423 (世良訳、110—111頁)〕。

(9) A. a. O., S. 425 (世良訳、110—111頁)。なお、ウーベーによれば、「構成員の範囲は、原則として純私法的な權利承継によってか、あるいは一定の合意機關の決議によりてのみ拡張される」〔a. a. O., S. 425 (世良訳、110—111頁)〕。

(10) A. a. O., S. 425 (世良訳、110五頁)。

(11) 「トゥンカタルト」と「結社」の社会学的意味については、さしあたり拙稿「マックス・ウェーバーの社会学理論における『法秩序』の位置(II)」(『熊本法学』第四十八号)四五頁—四六頁参照。」こであらためて、「法社会学」のなかで使用される「团体」概念は用語法上『基礎概念』のそれとではなく『理解社会学のカテゴリー』のそれと連続的である点が想起されるべきである。

【カテゴリー】と【基礎概念】とでは「团体」概念はどうに相違しているだろうか。すでにわれわれは【基礎概念】と【カテゴリー】では基礎概念の用語法が異なること、および「法社会学」の用語法は【カテゴリー】のそれと連続していることを指摘したが、その具体的な例のひとつが「团体」概念である。【カテゴリー】では、「アンシュタルト」と「团体」とが「共同態」の二類型として対比されていた。「团体」とは「家共同態」や「家産制的」政治組織体や宗教的のメインデなどを純粹型とする「誤解共同態」である。「团体」行為の一部が合理的に規律されたものが「アンシュタルト」である。すでにみたように、【カテゴリー】では「ダゼルシャフト関係(行為)」と「誤解関係(行為)」の区別も、「アンシュタルト(行為)」と「团体(行為)」の区別も、「合理的」な△制定秩序▽と△誤解秩序▽との区別によるものである。【カテゴリー】にも確かに「アンシュタルト」と「目的結社」との類型的区別がある。しかも両者は「合理的に制定された秩序」を有する点では共通であるが、前者の大部分の「秩序」は「授与」され、後者のそれは「協定」される点で違っている。もつと基本的な違いは「目的結社」が「自由意思」によるのに対し、「アンシュタルト」は「所屬者の意思表示とは無關係に客観的な諸事実を基礎とした所屬」による点にある。よくみると、【カテゴリー】では「目的結社」は「ダゼルシャフト関係」の理念型として構成されており、そもそも「团体」概念には含まれていないのである。むしろ△誤解秩序▽を有する「团体」概念は「目的合理的」な△制定秩序▽を有する「目的結社」と対置されているのである。

これに対して、【基礎概念】の「团体」概念には「アンシュタルト」と「目的結社」とが対極類型として含まれている。それによつて「基礎概念」では「团体」と「社会関係」との概念的な水準の違いが【カテゴリー】に比べてより一層明確になつたことは疑いない。「团体」概念は「社会関係」が「秩序」によって対外的に閉鎖され、その「秩序」維持が、「秩序」の実施をめざす「指導者」または「行政スタッフ」によって保障されている場合を意味している。しかもこの「社会関係」が「ゲマインシャフト関係」であるか「ダゼルシャフト関係」であるかは問われない。この点では、【カテゴリー】の「团

体」概念が「諒解関係」に限定されていたのと基本的に違つてゐる。「団体」の概念的指標は、固有の「秩序」があることと、その「秩序」の実施をめざす「指導者」または「行政スタッフ」が存在してゐることであるから、「秩序」が「合理的」な△制定秩序▽かそれとも△諒解秩序▽かを問わない水準に、「団体」概念が構成されてゐるのである。『基礎概念』では、さらに「団体」概念は二つに類型化されている。すなわち「ゲゼルシシャフト関係」の△制定秩序▽が「全構成員の自由かつ自発的な協定」によつて成立する「結社」と、「報与」と「服従」によつて成立する「アンシニタルト」である。いずれも「合理的に制定された秩序」を有する「団体」の下位概念である。「団体」の本質でも「秩序」の制定が「合理的」であるかどうかだけではなく、どのように「合理的」であるかが論じられてゐるのである。ただ「基礎概念」には「合理的に制定された秩序」のない「団体」の類型化はなされていない。ただ「社会関係」の水準で「ゲマインシシャフト関係」の諸類型が例示されることとまつてゐる。このように『カテゴリー』から『基礎概念』に至る過程で「団体」概念は基本的に組み換えられていることがわかる。

「法社会学」のなかでは「結社」(世良訳では「社団」であるが、以下「結社」と訳する)Verein 概念はどのように用いられているか。『カテゴリー』では「目的結社」は用語法上「団体」概念に含まれていなかつたが、「法社会学」ではどうか。「アンシニタルト」と「結社」はどのような関係に置かれてゐるか。「団体」の機関の構造が「統治権力」として構成されている場合について、「アンシニタルト」的性格の強い場合と「結社」的性格の強い場合とが対比され、イギリスでは「ハルボラツィオーン」は本質的に「アンシニタルト」的性格を保持しており、「結社」的性格をもつていなかつたといふ。だがそれ以上に「アンシニタルト」と「結社」が「団体」の下位類型として構成されていない点では、「法社会学」と『カテゴリー』とは共通である。むしろ、「ハルボラツィオーン」化されない「結社」という用語法からみても、「結社」は「ハルボラツィオーン」よりも広い概念である。「結社」は「団体」であるようにもみえるが、「団体」よりもより広い概念のようにもみえる。「結社」が「団体」であるかどうかは固有の△協定秩序▽とその実施を担当する「行政スタッフ」がいるかどうかによるのである。しかも「結社」は「目的結社」に限られない。最古のローマの「結社」はすべて「兄弟分關係」だったという分析に照らしても、「結社」は「基礎概念」におけるように「合理的に制定された秩序」を有する「団体」とは限らない。このようにみてくると、「基礎概念」の用語法をそのまま「法社会学」における「団体」概念の解説のために採用するわけにはいかないのは明瞭である。それでは『カテゴリー』の用語法はそのまま「法社会学」の基礎概念の解説

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（八）

に使用されるか。たゞ「結社」概念はどうか。『カテゴリー』では「目的結社」概念が用いられ、「基礎概念」では「目的結社」と同じ意味で「結社」概念が用いられる。そこで、「法社会学」における「結社」概念はもと広い意味を有する。「法社会学」でも「目的結社」なし「目的团体」は「合理的計画的に制定された秩序」をもつ「团体」を指しているから、「法社会学」の用語法は基本的には『カテゴリー』と連続しているといつてよい。しかしありと厳密に言うためには、「法社会学」の基礎概念の用語法を内在的に検討する必要がありそうである。

なお『カテゴリー』と『基礎概念』における基礎概念として「团体」概念の変更について、折原浩『マックス・ヴェーバー基礎研究序説』（未来社、一九八八年）とくに八二頁一八七頁参照。折原氏によれば「法社会学」と『カテゴリー』との用語法上の連続性が考証されているのも参考になる。

(12) この点については、すでに世良氏が訳注のなかで触れている〔世良訳、一五〇頁、注（五八）参照〕。名和田氏も、社会学上の構成概念たる「アンシュタルト」は法学上の「アンシュタルト」概念を素材として構成されたものであると指摘している。さらに氏はヴェーバーの「アンシュタルト」概念の理解はギールケに負うところが大きいのではないかと示唆しながら、その論證の一端を示している〔〔名和田寛彦「マックス・ヴェーバー法理論研究序説（一）」〕〔社会科学研究〕第三七卷第一号〕一〇八頁〕。これは今後のヴェーバー研究の重要な課題のひとつだと思われる。

(13) Max Weber, a. a. O., S. 425 (世良訳、一〇四頁—一〇五頁)。

(14) A. a. O., S. 424 (世良訳、一〇四頁)。

(15) ヴェーバーは「トランシュタルト」と「基団」と「ヨルガラティオーン」を区別するに際し、ギールケの「团体」論を意識していることからがえる。ヴェーバーは、ギールケが「トランシュタルト」かどうかを判断する決定的な指標を「自首的」か「他首的」かに求めたりとは反対するためだ。〔教義〕が「自首的」な「トランシュタルト」であるという事実を挙げて、それが注目される〔A. a. O., S. 425 (世良訳、一〇五頁)〕。かくして、用語法によれば、「自首的」とは「团体」の指揮者と「行政スタッフ」が「团体」の「秩序」に従って任命される「人」であり、「他首的」とは「团体」の指揮者と「行政スタッフ」とが「团体」外部の者によって任命される「人」である。

(16) A. a. O., S. 428 (世良訳、一一四頁)。ヴェーバーは「シド・ガヤの例」について挙げている。

(17) A. a. O., S. 428 (世良訳、一一五頁)。

- (18) A. a. O., S. 429 (世良訳、111六頁)。
- (19) A. a. O., S. 437 (世良訳、111四頁)。
- (20) A. a. O., S. 429 (世良訳、111五頁—111六頁)。
- (21) A. a. O., S. 249 (世良訳、111五頁)。
- (22) A. a. O., S. 249 (世良訳、111六頁)。
- (23) A. a. O., S. 426—427 (世良訳、110九頁)。
- (24) A. a. O., S. 427 (世良訳、110九頁)。
- (25) リリヤーは「合手的組織」とは「家共同体の連帶責任に由来する」それがた組織である。ヨーロッパはそれを資本主義的な信用関心に適合的な形式として取り上げている。この「合手制」では「全成員が全員共同の法的行為をおこなつてはじめて全体を代表しうるものとされたが、あるいは各成員または若干の成員または一成員が全員の名において行為する」なども全体を代表する資格を認められ、また、全員が彼らの一身と財産とともに責に任じたのである」〔A. a. O., S. 425 (世良訳、110六頁)〕。
- (26) A. a. O., S. 427 (世良訳、111〇頁)。

2 「団体」の法的構成の比較

ヨーロッパは「権利」の担い手としての「団体」のあり方がどのように構成されたかをしわば比較法社会学的に解明している。「団体」の構造を基本的に規定しておるのは〈法技術的〉要因と、よりむしろ〈政治構造〉的因素であることを例証するため、かれはとくに中世におけるドイツとイギリスの「団体」の法的構造の比較を試みている。まず注目されるのはつきの指摘である。「中世においては、家から都市グマインデにいたるまで、これらは組織は形式的な訴訟能力と財産能力とをもつていていた点では法技術的に共通であったが、全体と個人との関係のあり方といふ点では、さわめて多種多様な類型の規律を受けていた」⁽¹⁾。このように、かれは中世の諸「団体」の法技術的な

共通性を「形式的な訴訟能力と財産能力」を有する点にみながら、それらの「団体」の類型的な違いを「団体」における「全体と個人との関係」の秩序づけられ方の違い—とくに「団体」の「機関」の法技術的構成の違い—にみていく。「全体〔団体〕の機関の構造」は明確に限定された諸「権利」からなる「特權」として構成されることもあれば、「客観的規範」によって制限されてしまっているが、その範囲内においては自由にその手段を選択しうるような「統治権力」として構成されることもある。後者の場合にも、「結社」（世良訳では「社團」）的性格が強いこともあれば「アンシユタルト」的性格が強いこともある。⁽²⁾

このような一般論をふまえながらも、かれの主要な関心は中世の大陸とりわけドイツとイギリスにおける「団体」の法的構造の決定的な違いに向けられている。そのなかでもとくに重視されたのは「団体法」のいわゆるゲルマン的形式、すなわち「ゲノッセンシャフト」の諸形式がイギリス法には欠如していた、という事実である。⁽³⁾「ノルマン征服以来のイギリス法は、ギールケの用語法の意味におけるゲノッセンシャフトなるものを、そもそもまったく知らなかつた。また、イギリス法が大陸風のケルペルシャフト概念を発展させたのは、ようやく近世に入つてからのことなのである。イギリス法は、ドイツ中世には自明であったような意味と範囲とにおいては、団体の自律も知らなかつたし—知られていたのは自律の萌芽のみである—、また他方で、規範によって一般的に規律された団体法人格なるものを知らなかつた。ギールケのゲノッセンシャフト理論はメイトラントと彼ののちにはハッセクが指摘したように、イギリス法の領域においては、妥当する場所をほとんどもつていなかつたのである。⁽⁴⁾

そうだとすれば、イギリス法では「団体」はどのように法的に構成されていたかが問われねばならないであろう。というのは、たとえドイツ中世に特有の「団体」の「自律」がなかつたとしても、イギリスにも「団体」 자체はあつたからである。まず第一にヴニーーバーは「コーポレイション・ソウル〔単独法人〕の理論」がイギリスの法律学に、

説　国家や地方自治体の行政を「法人格」として取り扱うことを可能にした、と指摘しているのが注目される。⁽⁵⁾ 「国王は一七世紀に入ってまで、ヨーボレインジョン・ソウルとみなされていた」ばかりではない。「今日でも、あらゆる権利義務の担い手とみなされているのは、国家でも國庫でもなく国王である」のは「ヨーマ法的な影響を受けたドイツ的

なコルボラツィオーン概念が昔のイギリスには欠如していたこと」の結果であり、また「カノン法」の影響の結果である⁽⁶⁾。イギリスでも近世に入って「コルボラツィオーン」概念が成立したが、この概念は本質的に「アンシニタルト」的性格を保持しており、「社団」的性格をもつていなかつた。⁽⁷⁾ 「ヨーマ的なコルボラツィオーン概念」ないし「ローマ法的な影響を受けたドイツ的なコルボラツィオーン概念」が欠如していたがゆえに、「イギリスにおいては、さしあたりは教会のアンシニタルトだけがカノン法によって実効的なコルボラツィオーン権をもち、イギリスのすべての諸团体には、教会アンシニタルトと同様な性格を押しつけられ。そのような性格を受けとるという傾向が、さしあたり内在することになったわけである」。⁽⁸⁾ 確かにイギリスの「团体」には「ドイツ的なゲノッセンシャフト」の社会学的实体もドイツ的な法技術も欠如していたとしても、「团体」の社会学的实体そのものが欠如していたわけではなかったからこそ、イギリス的な「团体」の实体に適合した法技術的構成はどのようなものであつたかという疑問が生じたのであるが、これに答えるにはイギリス法に特有のもうひとつ法技術が想起されねばならない。

ヴィーバーによれば、大陸的な「コルボラツィオーン」概念の代用物をなしたのは「信託」という法技術的構成であつた。⁽⁹⁾ これは一定の「権利」が一定の受益者あるいは公衆一般のために、特定の人々や官職保有者に「信託」されているところである。「信託」という法技術的概念を用いながら「团体」の特定の人々や官職保有者に「責任」が法的に帰属されたのである。イギリスに「コルボラツィオーン」概念が成立した後も、「信託」概念は「コルボラツィオーン」として構成されえないような諸々の「アンシニタルト」のために利用され続いているという。このように「信託」は

「法人」と同様の効果を達成するための法技術として広範に利用されることになったのである。⁽¹⁰⁾

それでは、イギリスとドイツにおける以上に述べたような「団体」の法的構造の違いを規定した原因はなにか。ヴェーバーはいう。「」の二つの発展の相違は、基本的には、一方には強力な国王的中央権力とプランタジネット朝およびその後継者の技術的な行政手段があり、他方ドイツにおいては強力な政治的中央権力が欠如していたということによって、招来されたものである⁽¹¹⁾。と、「団体」の法的構造の違いは主としてこのような「政治的諸事情」に由来するものであって、「一般的みて、団体の法的構造の発展が、主として経済的な条件によつて規定されてきたといふわけではない」⁽¹²⁾。ヴェーバーがこう言つたからといって、経済的な条件の基礎的な重要性を否定したり軽視したりする趣旨ではないというのがわれわれの理解である。かれはただ「団体」の法的構造を直接に規定しているのは基本的に〈政治構造〉的条件であることを強調しているのである。

「団体制度の国家化」ということが、国民的なイギリス法史の発端において、厳格に家産制的中央行政の結果、その頂点に達しており、そこからしだいに緩和されてきたのであった。これに対して、大陸法史にとつては、近世の官僚制的な君主國家がようやく、コルボラツィオーンの伝來的な独立性を破碎し、地方団体・ツンフト・ギルド・マルク共同体・教会・その他考えうるあらゆる種類の社団を、国家の監督に服させ、これらを認可し・規整し・統制し、任かされていないあらゆる権利を破棄し、かくしてレギストたちの次のような理論が実務を支配することをそもそもはじめて可能にしたのである。すなわち、あらゆる団体形成は、君主の活動によつてのみ独立の全体権と法人格とを有しうる、という理論である⁽¹³⁾。「国家」の「家産制的」統制のもとにあつた「団体」が次第に「特權」による「自律」を得てしていくイギリスの過程が、近世の「君主國家」が多様な「結社」の「自律」を次第に国家的に統制していくドイツの過程と類型的に対比されていることがわかる。ここからだけでも、ヴェーバーが「国家」とその内部の「団

「体」との関連——なかんずく「団体」の「自律」の在り方——をきわめて重要視していることがわかる。

さるにフランス革命が永続的な影響を与えた地域においては、その影響は「単にいさぎのコルボラツィオーン形成を破壊したというだけではなく、きわめて狭く限定された目的のために明示的に認可されたものを除いて、あらゆる種類の社団形成をも、また社団の自律・権力をも破壊してしまった」。⁽¹⁴⁾これはドイツともイギリスとも違った事情である。

それに比べると、イギリスの「コルボラツィオーン」概念は、フランス革命にみられるような過去との厳しい断絶を体験したことがないという。イギリス法では継続して「コルボラツィオーン」概念は固有の「法人格」をもつ「権利」主体として認められていなかったということになる。ローマ法を援用することによって、「コルボラツィオーン」の財産と私的財産との眞の分離を行ったのはブラックストーンがはじめてであった、というヴェーバーの指摘が注目される。⁽¹⁵⁾

ところで、ヴェーバーの「法社会学」から取り出せるのは「団体」についてのドイツ法とイギリス法との比較だけではない。もっと広範間にわたる比較法的考察が提示されているのである。ロシア法やオリエント法は、強制団体の、とりわけ村落ゲマインデのライトゥルギー的集團責任とこれに対応する集團的権利とを知っているばかりではない。これらの法は多くの場合、家族共同体の「連帶責任」を、そしてしばしば「兄弟契約」によつて作られた家族類似の労働共同体の「連帶責任」をも知つてゐる。だが、ロシア法やオリエント法には、「西欧中世にみられるような分化したゲノッセンシャフト法」は未知のままであつたし、合理的な「コルボラツィオーン」概念も知られていないかった。⁽¹⁶⁾中国法にも、私人としての皇帝から独立した「國家」概念も私的「コルボラツィオーン」法も「社団」法も存在しなかつた。ヴェーバーによれば、その理由は「ジッペがひきつづき重要な意味をもちつづけ、経済的な組合関係の形成も主としてジッペ内部でおこなわれていること、政治的家産制によつて自律的なコルボラツィオーン形成が阻止され

したこと、自立的な資本が投入されたのが財政的な利得シャンスとそのほかには商業のみであったこと⁽¹⁷⁾にある。そしてなによりも、西欧中世が中国とちがつた経過をたどった原因は「さしあたり、またとりわけ、家産制が西欧においては身分制的な性格をもち、家父長制的な性格をもたなかつたということにある」⁽¹⁸⁾。西欧中世の家産制が「身分制的」性格を有したのは、「基本的には政治的事情、とりわけ軍事的および国家経済的な事情」に由来しているが、「裁判のディングゲノッセンシナフト的な形式が発展し維持されたという事情」もこれに加わることはすでにみたとおりである。ヴェーバーの結論はこうだ。すなわち「ドイツ中世のゲノッセンシナフト制度の豊富さは、高度に個性的な・しかも主としては純粹に政治的な運命の所産であり、過去においても現在においても世界に例のない現象である」と。このようにドイツ中世におけるゲノッセンシナフト法は西欧内部に限らず、広く比較法的にみても特徴的な法として位置づけられている。しかしドイツでもゲノッセンシナフト法がいつまでも存続していくわけではない。その存続を規定するのは〈政治構造〉的要因である。「政治権力と莊園領主の権力が行政装置を作り出すのに成功して仲間裁判なしでますことができるようになるやいなや、ゲノッセンシナフト的な自律とゲノッセンシナフト法そのものが急激に衰退していった」⁽¹⁹⁾のである。

以上にみたように、ヴェーバーはとくにドイツ中世における「ゲノッセンシナフト」制度の豊富さの比較法的な側面に注目しているとはいえ、それだけを強調しようとしているわけではない。かれは「法」についての通俗化された経済決定論的な説明を排除しようとするあまり、しばしば「法」や「法発展」に対する経済的要因を過大評価しないよう戒めている。しかしその反面では、「団体」の法的構造を規定する社会学的条件のうちでも経済的要因の重要性は決して否定されていないどころか、「団体」が「権利」の担い手として登場するという現象の最も基礎的な規定要因は資本主義的な交換経済である、という認識がヴェーバーにはあつたように思われる。というのは、かれの考え

によれば、「目的契約」を通じて「団体」が自己の専有する「財産」を市場で処分する経済的必要性がそもそもなければ、「団体」は「権利」主体として市場に登場することはないからである。その事実をよまえながら、ヴァーバー論が強調したのは、資本主義的な市場経済に機能的に適合した「団体」の「権利」主体性がどのように法的に構成されるかは主要には〈政治構造〉的要因によって、より直接的には〈法技術的〉要因によって規定されているという事実である。かれは「団体」の法的構造ないし法技術的構成までが経済的要因によって直接規定されているわけではないことを、〈団体法〉の比較検討によって明らかにしているのである。

最後に、ひとつ問い合わせたい浮かぶ。「法社会学」のなかで近代法ではなく中世法と近世法の考察に相当の重きが置かれた理由はなにか、という問い合わせる。第一に考えられるのは、ローマ法や教会法に起源を有する「団体」の法技術的概念を組み入れた西欧中世法がどのように近代法へと発展していくかを問いたいという意図がヴァーバーにあつたことである。かれが『経済と社会』の第七章「法社会学」において経済的に重要な法に限定しながら「経済」と「法」との関係を問うときには、少なくとも経済的な要因によって直接説明されえない「法」に固有の発展—「法発展」の「固有法則性」—を明らかにしようという「方法意識」があつたことは疑いない。一方には、西欧中世の大陸とくにドイツとイギリスの〈団体法〉はそれぞれ異質な「法技術」的構成をまとっているだけでなく、その異質さは近代においても依然として存在しているという事実がある。他方には、ドイツにおいてもイギリスにおいても本質的に同じ合理的資本主義が発達をみていくという事実がある。ヴァーバーは、これら二つの事実を意味解釈的におよび因果説明的に関連づけることによって、合理的資本主義と「法秩序」とくに〈団体法〉とを関連づけるための基礎的な資料を得ようとしている。⁽²³⁾これは合理的資本主義がどの程度「法」を因果的に規定しているかを確認する資料になるはずである。そうしてヴァーバーによれば、経済的要因によって説明されえない「法」構造および「法発展」を

解明するために、〈政治構造〉的要因と〈法技術的〉要因を「寧に探求しようと試みた」といふ。」のようだ。ヴェーバーは「法」に固有の発展を明らかにしようとしているが、それだけではない。第一に、ドイツとイギリスの中世法からのそれぞれの発展を比較検討しながら、いわば多元的な「法発展」の可能性があるかどうかを探ろうという方法的意図がヴェーバーにあつたことも考えられる。かれはドイツとイギリスの近代法が「法発展」において一元的に収斂するものとは必ずしも考えていないことからみれば、多元的な「法発展」を構想して、るまでは言えなくとも、少なくともそれを構想しうるかどうかを検証しようとしていると解釈する余地はある。ただヴェーバーは将来の「法発展」の予測にはあらわめて慎重であるから、即断は避けねばならない。」の点を明らかにするためには、「法発展」の理論を検討する」ことが不可欠である。

注

- (1) Max Weber, W. u. G., S. 431 (世良訳、1111頁)。
- (2) A. a. O., S. 431 (世良訳、1111頁—1111頁)。なお、「アソシエイト」と「総社」の対比と「総社」の社会学的意義¹⁰⁾を参考。
- (3) A. a. O., S. 433 (世良訳、1111頁)。
- (4) A. a. O., S. 433 (世良訳、1111頁—1111頁)。
- (5) A. a. O., S. 433 (世良訳、1111頁)。
- (6) A. a. O., S. 433 (世良訳、1111頁)。
- (7) A. a. O., S. 434 (世良訳、1111頁—1111頁)。
- (8) A. a. O., S. 433 (世良訳、1111頁)。
- (9) 「舊紀」については、メイドン（森泉草監訳）『信託と法人』（日本評論社、一九八八年）を参考。この論文には、「信託」が非法人团体や「目的財産」に利用されて法人格付与の代用機能を果たしたことが説かれている。おもむくヴェーバー

カペイ・ラムが一九〇四年にイギリスの雑誌に掲載したこの論文を読んだのではないかと推測される。

- (10) Max Weber, a. a. O., S. 434 (世良訳' 一一一八頁)。

(11) A. a. O., S. 434 (世良訳' 一一一七頁)。なお、石尾芳久氏は「西欧中世における政治的中央集権の欠如」とはむしろ積極的に封建制支配として把握されなければならない」と指摘しているのは妥当である。いわゆる「欠如」理論は対象のものを構造的に明らかにすることがないからである。イギリスの政治的中央集権の強化も「封建制支配」を逸脱して「家産官僚制支配」に転化するものではなかつたという指摘も重要である。ついに「封建制支配」と裁判の裁判集会民的形式が「团体の自治・法人格の法上の意味における成立の基本的条件」であるという解釈も注目される〔石尾芳久『マック・ス・ウヰーバーの法社会学』(法律文化社' 一九七一年)六・二頁一七一頁参照〕。われわれは「团体」の「法人格」の觀念を成立させる基礎的な条件を、より一般的に、市場共同体における「团体」の事実的な「権利」(特權)・主体性の成立と「政治団体」によるものの承認と求めたいと思うが、このことは氏の解釈と必ずしも矛盾するわけではないと思われる。

- (12) A. a. O., S. 433 (世良訳' 一一一五頁)。それにウヰーバーは続ける。「このソシエティによっては、まず第一に、イギリスの発展が、中世におけるかくかくおだ近世に入りてがふるなお大陸における発展と鋭い対立をなしてゐるといふことが、すでにその証明を与へてゐる」。されば、「法發展」の理論にも関わる記述である。

- (13) A. a. O., S. 435 (世良訳' 一一一六頁)。

(14) A. a. O., S. 435 (世良訳' 一一一六頁)。」のような破壊をもたらした要因としてウヰーバーが挙げているのは、①あらゆる急進的な民主制に典型的にみられる政治的諸理由、②自然法理論による政治的諸観念、③經濟的要因に淵源する市民的な諸動機、の三つである〔a. a. O., S. 435 (世良訳' 一一一六頁)〕。

- (15) A. a. O., S. 233 (世良訳' 一一一三頁)。

- (16) A. a. O., S. 437 (世良訳' 一一一四頁)。

(17) A. a. O., S. 438 (世良訳' 一一一六頁)。ウヰーバーは西欧との対比において中國における「法」の重要性を強調してゐるが、中國社會の法の關係はいかゞが、名和田是彦、前掲論文(一)四九頁、五五頁を参照。なお、「合理的法」と「合理的國家」は西欧の基盤に於けるのみ成立したところから、ウヰーバーのナーチャーフ法を検討するたまに、中國法とヨーロッパ法を比較したところ、Vgl. Stefan Breuer, Imperium und Rechtsordnung in China und Rom in : S. Breuer/H. Treiber

(Hrsg.), *Zur Rechtssoziologie Max Webers*, 1984, S. 69—111.

(18) Max Weber, a. a. O., S. 438 (中訳説、1111長頁)。園庭類似中國法の比較は現在でも極めて魅力あるトートドアであり続かで、最近の試みとして注目される。R. M. Unger, *Law in Modern Society*, 1976, pp. 85—109. やねる。このアンカーの中國法論を複数したのがアーノン・石川英郎「ズ・トノガ-の中國和洋法論」(『鹿児島大学法學論集』第111卷第1号)が参考になる。

(19) A. a. O., S. 438 (中訳説、1111長頁)。イギリスなどからやあたかく、ギリシャ、ローマ、中国、日本等の強力な家産制的権力〔王權〕に属する国王裁判所が州・地方自治等々の古よりハシケノヤシナフ的な裁判」を駆逐したので、「かゝやハシナフ」の發展も起らなかつたといふ(A. a. O., S. 439 (中訳説、1111長頁))。

(20) A. a. O., S. 437 (中訳説、1111長頁)。

(21) A. a. O., S. 438 (中訳説、1111八頁—1111九頁)。

(22) ヴニーバーの「理解社會學」における「解釈的理解」と「因果的説明」の意味について本格的に検討したのが、中野俊男『マックス・ヴニーバーと現代』(1111書房、一九八二年)第一章が重要である。不十分ではあるが、拙稿「マックス・ヴニーバーの『理解社會學』についての算書—『法秩序』論のための予備作業として」(『熊本法學』第三〇号、一九八一年)も参照。

(23) ヴニーバーの「法社會學」における合理的資本主義と近代法との関連をめぐるかの派生する「マキシム主義」を取り組んだ最近の研究がござる。Anthony T. Krouman, Max Weber, 1983, S. 120—146, Bryan S. Turner, For Weber, Essays on the Sociology of Law, 1981, pp. 289—351, Alan Hunt, The Sociological Movement in Law, 1978, pp. 118—130 [及川也次『法社會學』(法律文化社、一九八五年) 1111長頁—1111中頁] 参照。

(未記)